

トピック

経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）の概要について

内閣広報室広報戦略担当主査付
（元政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（総括担当）付）

太田 瑛介

はじめに

令和2年7月19日、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（以下「骨太方針2020」という。）が閣議決定された。骨太方針は、経済財政諮問会議における審議を経た上で、毎年年央に答申として取りまとめられ、閣議決定をもって政府の方針となる。その後、翌年度の予算編成や税制改正等に反映されるなど、経済財政運営の基本方針としての位置付けを担っている。

今年の骨太方針のテーマは、「危機の克服、そして新しい未来へ」である。本方針では、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の流行という歴史的な危機に直面する中で、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すとした。本稿ではその概要を紹介する。

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

第1章では、感染症の拡大を受けた現下の我が国経済について、その影響は甚大であり、総じてみれば極めて厳しい状況にあるとしている。先行きについては、各種政策の効果もあり、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されるが、直ちに経済や社会が元の姿に戻るということはなく、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていかなければならないとしている。そのような中、日本では受給申請手続等の一部で遅れや混乱が生じるなど、特に行政分野でのデジタル化の遅れをはじめとした様々な課題が、今回の感染症拡大に伴い浮き彫りとなった。こうした課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本

的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すこととしており、具体的には以下の3つが実現した社会を目指すとしている。

- 個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会
- 誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会
- 国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国

当面の経済財政運営に向けた考え方として、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さないという決意をもって経済財政運営を行い、また、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用を含め、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応するとしている。

令和3年度予算については、概算要求の仕組みや手続を出来る限り簡素なものとし、感染症拡大の動向とその経済・国民生活の影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示すこととしている。

経済・財政一体改革については、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を維持し、骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を着実に推進し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくとしている。

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

第2章では、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くために、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げに向けた取組とともに、近年の激甚化・頻発化する災害から国民の命と暮らしを守るための取組を示している。

第1節では、経済を持続的な成長軌道に着実に戻していくため、「ウィズコロナ」の経済戦略として、次の4点を着実に実行するとしている。

- ①医療提供体制等の強化
- ②雇用の維持と生活の下支え
- ③事業の継続と金融システムの安定維持
- ④消費などの国内需要の喚起

また、第2節では、防災・減災、国土強靱化の取組について、ハード・ソフト一体とし強力に推進することを明記するとともに、近年の自然災害からの復旧・復興に全力を挙げて取り組むこととしている。

第3章 「新たな日常」の実現

第3章では、今般の感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、積年の課題を解決するとともに、通常であれば10年掛かる変革を、将来を先取りする形で一気に進め、「新たな日常」に向けた取組を示している。

第1節では、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備をデジタルニューディールとして取り組むとしている。

- ①次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行
- ②デジタルトランスフォーメーションの推進
- ③新しい働き方・暮らし方
- ④変化を加速するための制度・慣行の見直し

第2節では、「新たな日常」が実現される地方創生を推進していくため、強靱かつ自律的な地域経済を構築し、多核連携型の経済社会や国土の実現を進めるとしている。

- ①東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ
- ②地域の躍動につながる産業・社会の活性化

第3節では、「新たな日常」の実現に向けた社会変革の推進力となる人・イノベーションへの投資の強化について記載されている。

- ①課題設定・解決力や創造力のある人材の育成
- ②科学技術・イノベーションの加速

第4節では国民が誰ひとり取り残されることなく安心や生きがいを実感できる「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現への取組を記載している。

- ①「新たな日常」に向けた社会保障の構築
- ②所得向上策の推進、格差拡大への防止
- ③社会的連帯や支え合いの醸成

第5節では、感染症拡大に伴い、一国主義や反グローバル化の傾向が強まっていることが今後の国際秩序に大きく影響する可能性を示唆し、そうした中で、ポストコロナ時代に新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現に向けた取組を記している。

- ①自由で公正なルールに基づく国際経済体制
- ②国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力
- ③サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築
- ④持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

おわりに

今年の骨太方針では、今を時代の大きな転換点と捉え、この数年で思い切った変革が実行できるかどうか、日本の未来を左右するとしている。ポストコロナ時代の新しい未来における、経済社会の姿の基本的方向性である「新たな日常」を実現していく大きな手段としてデジタル化と地方の活性化が大きく挙げられている。

感染症終息のため、終息後の日本経済のため、「新たな日常」の実現は不可欠である。その実現に向けて第3章に記載された主な施策項目について、年内に実行計画を策定することとしている。その着実な実行とそれによる積年の課題の解決、社会変革の推進は、行政が担う将来世代への責務である。

太田 瑛介 (おおた えいすけ)